

平成28年度 千葉県資源評価対象種

1 評価対象種

キンメダイ、コノシロ、スズキ、ヒラメ、マコガレイ、マアナゴ、マダイ、クロアワビ、メガイアワビ、サザエ、アサリ、チョウセンハマグリ及びイセエビ（計13魚種）。

2 選定理由

資源評価対象種については、以下に示す「千葉県資源評価検討会議における資源評価基準」の「1 資源評価の対象とする水産資源の選定」の要件に基づき、下表のとおり選定した。

【資源評価基準による選定の要件】

- (1) 本県沿岸漁業の重要資源であること。
- (2) 既に資源管理計画や自主的な管理を含む資源管理の対象となるなど、資源管理の必要性が認識されていること。
- (3) 栽培漁業対象種や増殖場造成など、資源造成に係る取組が行われていること。
- (4) 資源評価に必要な漁獲統計情報及び生態的知見等があること。
- (5) 国際資源及び国の資源評価対象のうち回遊性の高い魚種は除く。

表 平成28年度資源評価対象種の候補一覧表

魚種	選定の要件						総合 ^{※4} 判断		
	(1) ^{※1}		(2) ^{※2}	(3)	(4)	(5)	選定理由	H 27	H 28
	生産量 (トン)	金額 (百万円)							
キンメダイ	1,140	2,265	県指針・計画 地域計画(広域)		漁場ごとの CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	○	○
コノシロ	815	124	県指針・計画(漁業)		CPUE	×	(1)、(2)、 (4)に該当	—	○
スズキ	2,169	779	県指針・計画(漁業)		CPUE	×	(1)、(2)、 (4)に該当	△	○
ヒラメ・カレイ類									
ヒラメ	573	284	県指針・計画(漁業) 地域計画(広域)	種苗放流	資源量	×	(1)～(4)に 該当	○	○
マコガレイ	300	339	県指針・計画(漁業)	種苗放流	標本船 CPUE	×	(1)～(4)に 該当	○	○
マアナゴ	64	103	県指針・計画(漁業) 地域計画(地域)		CPUE	×	(1)、(2)、 (4)に該当	△	○
マダイ	242	172	県指針・計画(漁業) 地域計画(広域)	種苗放流	資源量	×	(1)～(4)に 該当	○	○
アワビ類									
クロアワビ	76	612	県指針・計画 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	×	(1)～(4)に 該当	○	○
メガイアワビ	30	185	県指針・計画 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	×	(1)～(4)に 該当	○	○
サザエ	341	290	県指針・計画(漁業) 地域計画(地先)	母貝放流	CPUE	×	(1)～(4)に 該当	○	○

魚種	選定の要件						選定理由	総合 ^{※3} 判断	
	(1) ^{※1}		(2) ^{※2}	(3)	(4)	(5)		H 27	H 28
	生産量 (トン)	金額 (百万円)							
アサリ	2,248	1,174	県指針・計画(漁業) 地域計画(地域)	種苗放流	資源量	×	(1)～(4)に 該当	△	○
チョウセンハマグリ	1,740	1,958	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(1)～(4)に 該当	○	○
イセエビ	259	1,238	県指針・計画 地域計画(地先)	増殖場	CPUE	×	(1)～(4)に 該当	○	○
サワラ	444	299	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(4)情報の 一部不足	—	×
タイ類									
クロダイ	46	76			漁獲量	×	(1)～(4) に該当しない	×	×
チダイ	1,193	256	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(4)情報の 一部不足	—	×
サトウガイ	0	0	地域計画(地域)		漁獲量	×	(4)情報の 整理検討中	×	×
ダンベイキサゴ	136	133	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(4)情報の 整理検討中	×	×
バイ	4	3		試験放流	漁獲量	×	(4)情報の 一部不足	—	×
ホンビノスガイ	1,940	252	県指針・計画(漁業) 地域計画(地域)		漁獲量	×	(4)情報の 一部不足	—	×
クルマエビ	1	8	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(4)情報の 一部不足	△	△
マダコ	99	121	県指針 地域計画(地先)		漁獲量	×	(4)情報の 整理検討中	△	△

※1 (1)漁獲情報(トン、百万円)は主に H26 農林水産統計年報、キンメダイ(金額は推定値)・ホンビノスガイ・九十九里貝類(サトウガイ、チョウセンハマグリ及びダンベイキサゴ)は H27 県調べ、アワビ類(クロアワビ、メガイアワビ)・バイは H26 県調べ

※2 (2)資源管理の「県指針・計画」は県資源管理指針(以下、「県指針」という)及び県指針による資源管理計画、「地域計画」は前述の計画以外での自主的な資源管理の計画等(非明文含む)を指す。計画の各範囲は「(漁業)」は、県指針で魚種別又は漁業種類別のいずれかの対象となっているが、計画では漁業種類別の対象となっているものを指す。「(広域)」は、千葉県含む複数県で、「(地域)」は県内全域又は一部地域で、「(地先)」は各漁協等の計画等で資源管理が行われているもの。

※3 総合判断:○資源評価を実施、△次年度以降の資源評価の実施を検討、×当面、資源評価の実施が困難